

山口県報

平成26年
6月13日
(金曜日)

目次

○告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....一

土砂災害警戒区域の指定の解除(三件)(砂防課).....一

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....三

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....五

○公告

国土調査の成果の認証(政策企画課).....七

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....七

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....七

県営むつみ地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....七

○選管告示

政治団体の名称等.....八

政治団体の異動事項.....八

解散等に係る政治団体の名称等.....八



山口県告示第百九十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十八年山口県告示第百二十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

赤石地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名	字名	地番	標柱番号
大島郡	周防大島町	戸田	寺山	九五五 九五四の一 九五二の一 九五四の一 一六三〇 一六三〇 九四一 九三八の一 一七三七	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号

山口県告示第百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十年山口県告示第百四十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 岩畠(一)、岩畠(二)、江泊(一)、江泊(二)、江泊(三)、江泊(四)、江泊(五)、江泊(六)、江泊(七)、江泊(八)、江泊(九)、江泊(十)、江泊(十一)、江泊(十二)、江泊(十三)、江泊(十四)、江泊(十五)、江泊(十六)、江泊(十七)、江泊(十八)、江泊(十九)、江泊(二十)、江泊(二十一)、江泊(二十二)、大崎(一)、大崎(二)、大崎(三)、大崎(四)、大崎(五)、大崎(六)、大崎(七)、大崎(八)、大崎(九)、大崎(十)、大崎(十一)、大崎(十二)、大崎(十三)、大崎(十四)、奥畑(一)、奥畑(二)、奥畑(三)、奥畑(四)、奥畑(五)、奥畑(六)、奥畑(七)、奥畑(八)、奥畑(九)、奥畑(十)、奥畑(十一)、奥畑(十二)、奥畑(十三)、奥畑(十四)、奥畑(十五)、奥畑(十六)、上右田(一)、上右田(二)、上右田(三)、上右田(四)、上右田(五)、上

- 兼(7)、久兼(8)、久兼(9)、久兼(10)、久兼(11)、久兼(12)、久兼(13)、久兼(14)、久兼(15)、久兼(16)、久兼(17)、久兼(18)、久兼(19)、久兼(20)、久兼(21)、久兼(22)、久兼(23)、久兼(24)、久兼(25)、久兼(26)、久兼(27)、久兼(28)、久兼(29)、久兼(30)、久兼(31)、久兼(32)、久兼(33)、久兼(34)、真尾(1)、真尾(2)、真尾(3)、真尾(4)、真尾(5)、真尾(6)、真尾(7)、真尾(8)、真尾(9)、真尾(10)、真尾(11)、真尾(12)、真尾(13)、真尾(14)、真尾(15)、真尾(16)、真尾(17)、真尾(18)、真尾(19)、真尾(20)、真尾(21)、真尾(22)、真尾(23)、真尾(24)、真尾(25)、真尾(26)、向島(1)、向島(2)、牟礼(1)、牟礼(2)、牟礼(3)、牟礼(4)、牟礼(5)、牟礼(6)、牟礼(7)、牟礼(8)、牟礼(9)、牟礼(10)、牟礼(11)、牟礼(12)、牟礼(13)、牟礼(14)、牟礼(15)、牟礼(16)、牟礼(17)、牟礼(18)、牟礼(19)、牟礼(20)、牟礼(21)、和字(1)、和字(2)、和字(3)、和字(4)、和字(5)、和字(6)、和字(7)、和字(8)、和字(9)、和字(10)、和字(11)、和字(12)、和字(13)、和字(14)、和字(15)、和字(16)、和字(17)、和字(18)、和字(19)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第四百四十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

高井(8)、高井(9)、奈美(22)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百九十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

佐野(3)、佐野(4)、下右田(8)、自由ヶ丘(2)、鈴屋(6)、高井(10)、奈美(23)、奈美(24)、和字(20)、和字(21)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

岩畠(1)、岩畠(2)、岩畠(3)、岩畠(4)、岩畠(5)、江泊(1)、江泊(2)、江泊(3)、江泊(4)、江泊(5)、江泊(6)、江泊(7)、江泊(8)、江泊(9)、江泊(10)

- 江泊(11)、江泊(12)、江泊(13)、江泊(14)、江泊(15)、江泊(16)、江泊(17)、江泊(18)、江泊(19)、江泊(20)、江泊(21)、江泊(22)、江泊(23)、江泊(24)、江泊(25)、江泊(26)、大崎(1)、大崎(2)、大崎(3)、大崎(4)、大崎(5)、大崎(6)、大崎(7)、大崎(8)、大崎(9)、大崎(10)、大崎(11)、大崎(12)、大崎(13)、大崎(14)、奥畑(1)、奥畑(2)、奥畑(3)、奥畑(4)、奥畑(5)、奥畑(6)、奥畑(7)、奥畑(8)、奥畑(9)、奥畑(10)、奥畑(11)、奥畑(12)、奥畑(13)、奥畑(14)、奥畑(15)、奥畑(16)、上右田(1)、上右田(2)、上右田(3)、上右田(4)、上右田(5)、上右田(6)、上右田(7)、上右田(8)、上右田(9)、上右田(10)、上右田(11)、上右田(12)、上右田(13)、切畑(1)、切畑(2)、切畑(3)、切畑(4)、切畑(5)、切畑(6)、切畑(7)、切畑(8)、切畑(9)、切畑(10)、切畑(11)、切畑(12)、切畑(13)、切畑(14)、切畑(15)、切畑(16)、桑山(1)、桑山(2)、桑山(3)、桑山(4)、桑山(5)、桑山(6)、桑山(7)、桑山(8)、桑山(9)、国分寺町(1)、国分寺町(2)、国分寺町(3)、国分寺町(4)、国分寺町(5)、寿町(1)、佐野(1)、佐野(2)、佐野(3)、佐野(4)、佐野(5)、佐野(6)、佐野(7)、佐野(8)、佐野(9)、佐野(10)、佐野(11)、佐野(12)、佐野(13)、佐野(14)、佐野(15)、佐野(16)、佐野(17)、佐野(18)、佐野(19)、佐野(20)、敷山町(1)、下右田(1)、下右田(2)、下右田(3)、下右田(4)、下右田(5)、下右田(6)、下右田(7)、下右田(8)、下右田(9)、下右田(10)、自由ヶ丘(1)、自由ヶ丘(2)、自由ヶ丘(3)、自由ヶ丘(4)、鈴屋(1)、鈴屋(2)、鈴屋(3)、鈴屋(4)、迫戸町(1)、迫戸町(2)、迫戸町(3)、迫戸町(4)、迫戸町(5)、迫戸町(6)、惣社町(1)、惣社町(2)、台道(1)、台道(2)、台道(3)、台道(4)、台道(5)、台道(6)、台道(7)、台道(8)、台道(9)、台道(10)、台道(11)、台道(12)、台道(13)、台道(14)、台道(15)、台道(16)、台道(17)、台道(18)、台道(19)、台道(20)、台道(21)、台道(22)、高井(1)、高井(2)、高井(3)、高井(4)、高井(5)、高井(6)、高井(7)、高井(8)、高井(9)、高井(10)、高井(11)、田島(1)、田島(2)、田島(3)、田島(4)、田島(5)、田島(6)、田島(7)、田島(8)、田島(9)、田島(10)、田島(11)、田島(12)、田島(13)、田島(14)、田島(15)、田島(16)、田島(17)、田島(18)、田島(19)、多々良(1)、多々良(2)、多々良(3)、富海(1)、富海(2)、富海(3)、富海(4)、富海(5)、富海(6)、富海(7)、富海(8)、富海(9)、富海(10)、富海(11)、富海(12)、富海(13)、富海(14)、富海(15)、富海(16)、富海(17)、富海(18)、中山(1)、中山(2)、中山(3)、中山(4)、中山(5)、中山(6)、中山(7)、奈美(1)、奈美(2)、奈美(3)、奈美(4)、奈美(5)、奈美(6)、奈美(7)、奈美(8)、奈美(9)、奈美(10)、奈美(11)、奈美(12)、奈美(13)、西浦(1)、西浦(2)、西浦(3)、西浦(4)、西浦(5)、西浦(6)、西浦(7)、西浦(8)、西浦(9)、西浦(10)、西浦(11)、西浦(12)、西浦(13)、西浦(14)、西浦(15)、西浦(16)、西浦(17)、西浦(18)、西浦(19)、西浦(20)、野島(1)、野島(2)、野島(3)、野島(4)、野島(5)、野島(6)、東佐波令(1)、東佐波令(2)、東佐波令(3)、東佐波令(4)、東佐波令(5)、東佐波令(6)、久兼(1)、久兼(2)、久兼(3)、久兼(4)、久兼(5)、久兼(6)、久兼(7)、久兼(8)、久兼(9)、久兼(10)、久兼(11)、久兼(12)、久兼(13)、久兼(14)、久兼(15)、久兼(16)、久兼(17)、久兼(18)、久兼(19)、久兼(20)、久兼(21)、久兼(22)、久兼(23)、久兼(24)、久兼(25)、松崎町(1)、真尾(1)、真尾(2)、真尾(3)、真尾(4)、真尾(5)、真尾(6)、真尾(7)、真尾(8)、真尾(9)、真尾(10)、真尾(11)、真尾(12)、真尾(13)、真尾(14)、真尾(15)、真尾(16)、真尾(17)、真尾(18)、向島(1)、向島(2)、向島(3)、向島(4)、向島(5)、向島(6)、向島(7)、向島(8)、向島(9)、向島(10)、向島(11)、向島(12)、向島(13)、向島(14)、牟礼(1)、牟礼(2)、牟礼(3)、牟礼(4)、牟礼(5)、牟礼(6)、牟礼(7)、牟礼(8)、牟礼(9)、牟礼(10)、牟礼(11)、牟礼(12)、牟礼(13)、牟礼(14)、牟礼(15)、牟礼(16)、牟礼(17)、牟礼(18)、牟礼(19)、牟礼(20)、牟礼(21)、牟礼(22)、牟礼(23)、牟礼(24)、牟礼(25)、和字(1)、和字(2)、和字(3)、和字(4)、和字(5)、和字(6)、和字(7)、和字(8)

- 二 区域の範囲
- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。()

- 一 区域の名称
- 岩畠(1)、江泊(1)、江泊(2)、江泊(3)、江泊(4)、江泊(5)、江泊(6)、江泊(7)、江泊(8)、大崎(1)、大崎(2)、大崎(3)、大崎(4)、大崎(5)、奥畑(1)、奥畑(2)、奥畑(3)、奥畑(4)、奥畑(5)、奥畑(6)、奥畑(7)、奥畑(8)、奥畑(9)、奥畑(10)、奥畑(11)、奥畑(12)、奥畑(13)、奥畑(14)、奥畑(15)、奥畑(16)、奥畑(17)、奥畑(18)、奥畑(19)、奥畑(20)、奥畑(21)、奥畑(22)、奥畑(23)、上右田(1)、上右田(2)、上右田(3)、上右田(4)、上右田(5)、上右田(6)、上右田(7)、上右田(8)、上右田(9)、上右田(10)、上右田(11)、上右田(12)、上右田(13)、上右田(14)、上右田(15)、上右田(16)、上右田(17)、上右田(18)、上右田(19)、上右田(20)、切畑(1)、切畑(2)、切畑(3)、切畑(4)、切畑(5)、切畑(6)、切畑(7)、切畑(8)、切畑(9)、切畑(10)、切畑(11)、切畑(12)、切畑(13)、切畑(14)、切畑(15)、切畑(16)、国分寺町(1)、国分寺町(2)、国分寺町(3)、国分寺町(4)、国分寺町(5)、佐野(1)、佐野(2)

- 浦(1)、西浦(2)、西浦(3)、西浦(4)、西浦(5)、西浦(6)、西浦(7)、西浦(8)、西浦(9)、西浦(10)、西浦(11)、西浦(12)、西浦(13)、西浦(14)、西浦(15)、西浦(16)、西浦(17)、西浦(18)、西浦(19)、西浦(20)、野島(1)、野島(2)、野島(3)、野島(4)、野島(5)、野島(6)、東佐波令(1)、東佐波令(2)、東佐波令(3)、東佐波令(4)、東佐波令(5)、東佐波令(6)、久兼(1)、久兼(2)、久兼(3)、久兼(4)、久兼(5)、久兼(6)、久兼(7)、久兼(8)、久兼(9)、久兼(10)、久兼(11)、久兼(12)、久兼(13)、久兼(14)、久兼(15)、久兼(16)、久兼(17)、久兼(18)、久兼(19)、久兼(20)、久兼(21)、久兼(22)、久兼(23)、久兼(24)、久兼(25)、松崎町(1)、真尾(1)、真尾(2)、真尾(3)、真尾(4)、真尾(5)、真尾(6)、真尾(7)、真尾(8)、真尾(9)、真尾(10)、真尾(11)、真尾(12)、真尾(13)、真尾(14)、真尾(15)、真尾(16)、真尾(17)、真尾(18)、向島(1)、向島(2)、向島(3)、向島(4)、向島(5)、向島(6)、向島(7)、向島(8)、向島(9)、向島(10)、向島(11)、向島(12)、向島(13)、向島(14)、牟礼(1)、牟礼(2)、牟礼(3)、牟礼(4)、牟礼(5)、牟礼(6)、牟礼(7)、牟礼(8)、牟礼(9)、牟礼(10)、牟礼(11)、牟礼(12)、牟礼(13)、牟礼(14)、牟礼(15)、牟礼(16)、牟礼(17)、牟礼(18)、牟礼(19)、牟礼(20)、牟礼(21)、牟礼(22)、牟礼(23)、牟礼(24)、牟礼(25)、和字(1)、和字(2)、和字(3)、和字(4)、和字(5)、和字(6)、和字(7)、和字(8)

- (2)、佐野(3)、佐野(4)、佐野(5)、下右田(1)、下右田(2)、下右田(3)、下右田(4)
- (4)、下右田(5)、下右田(6)、下右田(7)、下右田(8)、自由ヶ丘(1)、自由ヶ丘(2)
- (2)、鈴屋(1)、鈴屋(2)、鈴屋(3)、鈴屋(4)、鈴屋(5)、鈴屋(6)、迫戸町(1)
- (1)、迫戸町(2)、迫戸町(3)、台道(1)、台道(2)、台道(3)、台道(4)、台道(5)
- (5)、台道(6)、台道(7)、台道(8)、台道(9)、台道(10)、台道(11)、台道(12)、台道(13)
- (13)、台道(14)、台道(15)、高井(1)、高井(2)、高井(3)、高井(4)、高井(5)
- (5)、高井(6)、高井(7)、高井(8)、高井(9)、高井(10)、田島(1)、田島(2)、富海(1)
- (1)、富海(2)、富海(3)、富海(4)、富海(5)、富海(6)、富海(7)、富海(8)
- (8)、富海(9)、富海(10)、中山(1)、中山(2)、中山(3)、中山(4)、中山(5)、中山(6)
- (6)、中山(7)、中山(8)、中山(9)、中山(10)、奈美(1)、奈美(2)、奈美(3)
- (3)、奈美(4)、奈美(5)、奈美(6)、奈美(7)、奈美(8)、奈美(9)、奈美(10)、奈美(11)
- (11)、奈美(12)、奈美(13)、奈美(14)、奈美(15)、奈美(16)、奈美(17)、奈美(18)
- (18)、奈美(19)、奈美(20)、奈美(21)、奈美(22)、奈美(23)、奈美(24)、奈美(25)、西浦(1)
- (1)、野島(1)、東佐波令(1)、東佐波令(2)、東佐波令(3)、東佐波令(4)、久兼(1)
- (1)、久兼(2)、久兼(3)、久兼(4)、久兼(5)、久兼(6)、久兼(7)、久兼(8)
- (8)、久兼(9)、久兼(10)、久兼(11)、久兼(12)、久兼(13)、久兼(14)、久兼(15)、久兼(16)
- (16)、久兼(17)、久兼(18)、久兼(19)、久兼(20)、久兼(21)、久兼(22)、久兼(23)
- (23)、久兼(24)、久兼(25)、久兼(26)、久兼(27)、久兼(28)、久兼(29)、久兼(30)、久兼(31)
- (31)、久兼(32)、久兼(33)、久兼(34)、真尾(1)、真尾(2)、真尾(3)、真尾(4)
- (4)、真尾(5)、真尾(6)、真尾(7)、真尾(8)、真尾(9)、真尾(10)、真尾(11)、真尾(12)
- (12)、真尾(13)、真尾(14)、真尾(15)、真尾(16)、真尾(17)、真尾(18)、真尾(19)、真尾(20)
- (20)、真尾(21)、真尾(22)、真尾(23)、真尾(24)、真尾(25)、真尾(26)、向島(1)
- (1)、向島(2)、牟礼(1)、牟礼(2)、牟礼(3)、牟礼(4)、牟礼(5)、牟礼(6)、牟礼(7)
- (7)、牟礼(8)、牟礼(9)、牟礼(10)、牟礼(11)、牟礼(12)、牟礼(13)、牟礼(14)
- (14)、牟礼(15)、牟礼(16)、牟礼(17)、牟礼(18)、牟礼(19)、牟礼(20)、牟礼(21)
- (21)、牟礼(22)、牟礼(23)、牟礼(24)、牟礼(25)、牟礼(26)、牟礼(27)、牟礼(28)
- (28)、牟礼(29)、牟礼(30)、牟礼(31)、牟礼(32)、牟礼(33)、牟礼(34)、和字(1)
- (1)、和字(2)、和字(3)、和字(4)、和字(5)、和字(6)、和字(7)、和字(8)、和字(9)
- (9)、和字(10)、和字(11)、和字(12)、和字(13)、和字(14)、和字(15)、和字(16)
- (16)、和字(17)、和字(18)、和字(19)、和字(20)、和字(21)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(一) 次の図は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第二二一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 岩畠(1)、岩畠(2)、岩畠(4)、岩畠(5)、江泊(1)、江泊(2)、江泊(3)、江泊(4)
- (4)、江泊(5)、江泊(6)、江泊(8)、江泊(9)、江泊(10)、江泊(11)、江泊(12)、江泊(13)
- (13)、江泊(14)、江泊(15)、江泊(16)、江泊(17)、江泊(18)、江泊(19)、江泊(20)
- (20)、江泊(21)、江泊(22)、江泊(23)、江泊(26)、大崎(1)、大崎(2)、大崎(3)、大崎(4)
- (4)、大崎(5)、大崎(6)、大崎(7)、大崎(9)、大崎(10)、大崎(11)、大崎(12)
- (12)、大崎(13)、大崎(14)、奥畑(1)、奥畑(2)、奥畑(3)、奥畑(4)、奥畑(5)、奥畑(6)
- (6)、奥畑(7)、奥畑(8)、奥畑(9)、奥畑(10)、奥畑(11)、奥畑(12)、奥畑(13)
- (13)、奥畑(14)、奥畑(15)、奥畑(16)、上右田(1)、上右田(2)、上右田(3)、上右田(4)
- (4)、上右田(5)、上右田(6)、上右田(7)、上右田(8)、上右田(9)、上右田(10)
- (10)、上右田(12)、上右田(13)、切畑(1)、切畑(2)、切畑(3)、切畑(4)、切畑(5)
- (5)、切畑(6)、切畑(7)、切畑(8)、切畑(9)、切畑(10)、切畑(11)、切畑(12)、切畑(13)
- (13)、切畑(14)、切畑(15)、切畑(16)、桑山(1)、桑山(2)、桑山(3)、桑山(4)
- (4)、桑山(5)、桑山(6)、桑山(7)、桑山(8)、桑山(9)、国分寺町(1)、国分寺町(2)
- (2)、国分寺町(3)、国分寺町(4)、寿町(1)、佐野(1)、佐野(2)、佐野(3)、佐野(4)
- (4)、佐野(5)、佐野(6)、佐野(9)、佐野(10)、佐野(11)、佐野(12)、佐野(13)
- (13)、佐野(14)、佐野(15)、佐野(16)、佐野(17)、佐野(19)、佐野(20)、敷山町(1)、下右田(1)
- (1)、下右田(2)、下右田(3)、下右田(4)、下右田(5)、下右田(6)、下右田(7)
- (7)、下右田(8)、下右田(10)、鈴屋(1)、鈴屋(2)、鈴屋(3)、鈴屋(4)、迫戸町(1)
- (1)、迫戸町(3)、迫戸町(4)、迫戸町(5)、迫戸町(6)、惣社町(1)、惣社町(2)
- (2)、台道(1)、台道(3)、台道(4)、台道(5)、台道(6)、台道(7)、台道(9)、台道(10)
- (10)、台道(11)、台道(12)、台道(13)、台道(14)、台道(15)、台道(16)、台道(17)
- (17)、台道(18)、台道(19)、台道(20)、台道(21)、台道(22)、高井(1)、高井(2)、高井(3)
- (3)、高井(4)、高井(5)、高井(6)、高井(7)、高井(8)、高井(9)、高井(11)
- (11)、田島(1)、田島(2)、田島(3)、田島(4)、田島(6)、田島(7)、田

一 区域の名称

岩島(1)、江泊(1)、江泊(2)、江泊(3)、江泊(5)、江泊(6)、江泊(7)、大崎

設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。()

二 区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

急傾斜地の崩壊

次を図のとおり

島(8)、田島(9)、田島(10)、田島(11)、田島(12)、田島(14)、田島(15)、田島(16)、田島(17)、田島(18)、田島(19)、多々良(1)、富海(1)、富海(2)、富海(3)、富海(4)、富海(5)、富海(6)、富海(7)、富海(8)、富海(9)、富海(10)、富海(11)、富海(12)、富海(13)、富海(14)、富海(16)、富海(17)、富海(18)、中山(1)、中山(2)、中山(3)、中山(4)、中山(5)、中山(6)、中山(7)、奈美(1)、奈美(2)、奈美(3)、奈美(4)、奈美(5)、奈美(6)、奈美(7)、奈美(8)、奈美(9)、奈美(10)、奈美(11)、奈美(12)、奈美(13)、西浦(1)、西浦(2)、西浦(3)、西浦(4)、西浦(5)、西浦(6)、西浦(7)、西浦(8)、西浦(9)、西浦(10)、西浦(11)、西浦(12)、西浦(13)、西浦(14)、西浦(15)、西浦(16)、西浦(17)、西浦(18)、西浦(19)、西浦(20)、西浦(21)、西浦(22)、野島(1)、野島(2)、野島(3)、野島(4)、野島(5)、野島(6)、東佐波令(1)、東佐波令(2)、東佐波令(3)、東佐波令(4)、東佐波令(5)、久兼(1)、久兼(2)、久兼(3)、久兼(4)、久兼(5)、久兼(6)、久兼(7)、久兼(8)、久兼(9)、久兼(10)、久兼(11)、久兼(12)、久兼(13)、久兼(14)、久兼(15)、久兼(16)、久兼(17)、久兼(18)、久兼(19)、久兼(20)、久兼(21)、久兼(22)、久兼(23)、久兼(24)、久兼(25)、松崎町(1)、真尾(1)、真尾(2)、真尾(3)、真尾(6)、真尾(7)、真尾(8)、真尾(9)、真尾(10)、真尾(11)、真尾(12)、真尾(13)、真尾(14)、真尾(15)、真尾(16)、真尾(17)、向島(1)、向島(2)、向島(3)、向島(4)、向島(5)、向島(6)、向島(8)、向島(9)、向島(10)、向島(11)、向島(12)、向島(13)、向島(14)、牟礼(1)、牟礼(2)、牟礼(3)、牟礼(4)、牟礼(5)、牟礼(6)、牟礼(7)、牟礼(8)、牟礼(9)、牟礼(10)、牟礼(11)、牟礼(13)、牟礼(14)、牟礼(15)、牟礼(16)、牟礼(17)、牟礼(20)、牟礼(21)、和字(1)、和字(2)、和字(4)、和字(5)、和字(6)、和字(7)、和字(8)

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

二 区域の範囲

次を図のとおり

(2)、大崎(3)、大崎(4)、大崎(5)、奥畑(1)、奥畑(2)、奥畑(3)、奥畑(4)、奥畑(5)、奥畑(6)、奥畑(7)、奥畑(8)、奥畑(9)、奥畑(10)、奥畑(11)、奥畑(12)、奥畑(13)、奥畑(14)、奥畑(15)、奥畑(16)、奥畑(17)、奥畑(18)、奥畑(19)、奥畑(20)、奥畑(21)、奥畑(22)、奥畑(23)、上右田(3)、上右田(4)、上右田(7)、上右田(8)、上右田(9)、上右田(10)、上右田(11)、上右田(12)、上右田(13)、上右田(15)、上右田(17)、上右田(18)、上右田(19)、切畑(1)、切畑(2)、切畑(3)、切畑(4)、切畑(5)、切畑(6)、切畑(7)、切畑(8)、切畑(9)、切畑(10)、切畑(11)、切畑(12)、切畑(16)、国分寺町(1)、佐野(1)、佐野(2)、佐野(3)、佐野(4)、佐野(5)、下右田(2)、下右田(4)、下右田(5)、下右田(6)、下右田(8)、自由ヶ丘(1)、自由ヶ丘(2)、鈴屋(2)、鈴屋(3)、鈴屋(4)、鈴屋(6)、迫戸町(2)、迫戸町(3)、台道(1)、台道(2)、台道(3)、台道(4)、台道(6)、台道(7)、台道(9)、台道(10)、台道(12)、台道(13)、台道(14)、台道(15)、高井(1)、高井(2)、高井(5)、高井(6)、高井(10)、田島(1)、富海(1)、富海(2)、富海(3)、富海(4)、富海(5)、富海(6)、富海(7)、富海(8)、富海(9)、富海(10)、中山(1)、中山(2)、中山(3)、中山(7)、中山(8)、中山(9)、中山(10)、奈美(1)、奈美(2)、奈美(3)、奈美(4)、奈美(5)、奈美(6)、奈美(7)、奈美(8)、奈美(9)、奈美(10)、奈美(11)、奈美(12)、奈美(15)、奈美(16)、奈美(17)、奈美(18)、奈美(19)、奈美(20)、奈美(21)、奈美(23)、奈美(24)、西浦(1)、野島(1)、東佐波令(1)、東佐波令(2)、東佐波令(3)、東佐波令(4)、久兼(1)、久兼(2)、久兼(3)、久兼(4)、久兼(6)、久兼(7)、久兼(8)、久兼(9)、久兼(10)、久兼(11)、久兼(12)、久兼(13)、久兼(14)、久兼(15)、久兼(16)、久兼(17)、久兼(18)、久兼(19)、久兼(20)、久兼(21)、久兼(22)、久兼(23)、久兼(24)、久兼(25)、久兼(26)、久兼(27)、久兼(28)、久兼(29)、久兼(30)、久兼(31)、久兼(32)、久兼(33)、真尾(1)、真尾(2)、真尾(3)、真尾(4)、真尾(5)、真尾(8)、真尾(11)、真尾(15)、真尾(16)、真尾(17)、真尾(18)、真尾(19)、真尾(21)、真尾(22)、真尾(23)、真尾(25)、真尾(26)、向島(2)、牟礼(1)、牟礼(2)、牟礼(3)、牟礼(4)、牟礼(5)、牟礼(6)、牟礼(7)、牟礼(8)、牟礼(9)、牟礼(10)、牟礼(11)、牟礼(12)、牟礼(13)、牟礼(14)、牟礼(15)、牟礼(16)、牟礼(17)、牟礼(18)、牟礼(19)、牟礼(20)、牟礼(21)、和字(1)、和字(3)、和字(4)、和字(5)、和字(6)、和字(8)、和字(9)、和字(10)、和字(11)、和字(12)、和字(13)、和字(14)、和字(15)、和字(16)、和字(17)、和字(18)、和字(19)、和字(20)、和字(21)

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



(一八七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成二十三年四月二十八日から平成二十五年一月三十一日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目及び彦島江の浦町八丁目の各一部

二 認証年月日

平成二十六年六月十三日

(一八八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年七月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ゆだかつ

代表者の氏名 梅林 義彦

主たる事務所の所在地 山口市湯田温泉五丁目二番二〇号

三 定款に記載された目的

湯田温泉及びその周辺地域に対して、観光の拠点となる施設や本地域の季節や自然、文化等の地域の資源を最大限に活かした観光まちづくり事業を行い、市民や観光客がより良く過ごすことのできるまちづくりを推進し、観光の振興を通して本地域の活性化に寄与すること。

(一八九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年七月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人総合格闘術吉田流平尾塾

代表者の氏名 平尾富志男

主たる事務所の所在地 下関市秋根新町七番二二号

(一九〇) 県営むつみ地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営むつみ地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県管むつみ地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十六年六月十六日から同年七月七日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年六月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
自由民主党山口県連盟支部	末武 晃	田中 宏明	萩市大字樺東6373の53		平成26、5、19
阿部秀樹後援会	水長 久男	神崎 真弓	岩国市周東町下久原1637の8		〃 〃 13
広中信夫後援会	藤重 仁	村重 晋二	岩国市行波300		〃 〃 1

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年六月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県道路安全施設協会支部	会計責任者 辻村 義光	防府市大字高井331の1	山口市神田町1番80号	平成26、7、5、7
さかもと哲也後援会	〃	下関市豊前田町2丁目8番19号	下関市豊前田町2丁目2番4号	〃 〃 8
佐々木あけみ後援会	〃	宇部市松山町5丁目11番11号	宇部市松山町5丁目7番21号	〃 〃 28

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年六月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県大崎支部	波多野郁夫	岡 義和	萩市大字明木2937の2	平成26、4、29
笠井弥太郎後援会	笠井 和子	野田 佳孝	光市島田2丁目4番25号	〃 〃 30
斉藤豆後援会	古屋 光男	山本 祥子	山口市宮野下3131の2	〃 〃 〃
青龍会	牧野 敏也	高杉 豊子	〃 古熊 / 丁目6番11号	〃 〃 28
はいおか香奈を育てる会	灰岡 裕美	灰岡 康夫	玖珂郡和木町和木4丁目7番8号	平成25、12、31
山口市民倶楽部	牧野 敏也	秋本佳代子	山口市古熊 / 丁目6番11号	平成26、4、28
山本功後援会	中尾 徳道	山本 幹代	〃 阿東徳佐中2637	〃 5、25